

# あおぞら便り

発行 あおぞら税理士法人 編集 室井 俊幸  
〒963-0101 福島県郡山市安積町日出山三丁目71番地  
TEL 024-944-3644 FAX 024-943-5711

7月の祝日といえば「海の日」です。もともとは「海の記念日」という日でしたが、1996年からは国民の祝日「海の日」となり、今年で22年目を迎えます。早いものですね。  
掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当法人までお問い合わせください。



## 改めて制度の確認 30万円未満の一括損金算入

年間50万を超える法人が適用する、30万円未満の減価償却資産を全額損金として認められる制度、「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入制度」(以下、当該制度)の適用が2年延長されました。これは法人だけでなく、個人事業者であっても同様の取扱いがありますが、ここでは法人を前提に制度を紹介します。

### 当該制度の概要

当該制度は、従業員数1,000人以下の中小企業者等が、一定期間内に取得等し、かつ、事業に用いた取得価額30万円未満である減価償却資産で一定のもの(以下、少額減価償却資産)を費用にしたときは、その費用とした金額の合計額が事業年度単位で300万円(事業年度が12ヶ月に満たない場合には月数按分が必要)に達するまで、その事業年度の損金として認められる特例です。

中小企業者等とは、資本(又は出資、以下同じ。)の有無に応じて、それぞれ次に掲げる法人です。

#### 資本がある場合

...その資本金の額が1億円以下であること  
ただし例え1億円以下であっても、次の法人に発行済株式総数(出資総額)の2分の1以上を所有されている法人や2以上の大規模法人に発行済株式総数(出資総額)の3分の2以上を所有されている法人は、“中小企業者”にはなれません。

- a.常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人
- b.同一の大規模法人(資本金の額が1億円を超える法人又は資本がない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人で、中小企業投資育成株式会社を除く。)

#### 資本がない場合

...常時使用する従業員の数が1,000人以下であること

### (2)適用できる金額に上限があること

取得価額が30万円未満の減価償却資産であることが要件です。

この“取得価額”の単位は、通常の減価償却資産の取得価額の判定と同じで、

「通常1単位として取引されるその単位ごと」です。

また、金額に消費税分を含めるか否かは、法人の経理方法に従います(税抜き経理 税抜きで判断)。

#### 例(1単位)

- ・応接セット
- ...テーブルとソファの合計
- ・部屋のカーテン
- ...1部屋ごとの合計

### (3)他の特例と併用できないこと

研究開発税制を除き、他の租税特別措置法上の特例(圧縮記帳・特別償却・税額控除)との併用適用はできません。

### (4)経理処理や申告手続きが必要

実際に適用を受ける場合には、次の経理処理や手続きが必要です。

- ・費用として経理処理(損金経理)すること
- ・申告の際に明細書(別表十六(七))を添付すること

なお、取得価額が10万円以上20万円未満である場合には、3年間で償却する制度(20万円未満の一括償却資産の損金算入制度)の適用も考えられます。20万円未満の一括償却資産の損金算入制度を適用したときには、償却資産税の対象にはなりません。そのため当該制度は対象になります。そのため当該制度とどちらを適用した方が総合的に有利なのか、慎重な検討が求められます。

### ○取得価格金額別の特例適用可否(適用○、不適用×)

取得価額	償却方法		当該制度
	10万円未満の少額減価償却資産	20万円未満の一括償却資産の損金算入	
10万円未満	○	○	○
10万円以上20万円未満	×	○	○
20万円以上30万円未満	×	×	○

(出典: Mykomon)

### 適用のポイント

当該制度を適用するにあたり、注意すべきポイントは、次のとおりです。

#### (1)期間が限定されていること

適用には期限があります。改正前は平成30(2018)年3月31日まででしたが、平成30年度税制改正により期限が2年延長され、“平成32(2020)年3月31日まで”となりました。

こちらお悩み相談室  
**短期雇用のバイトに月払い 源泉徴収税額は「日額」と「月額」のどっち？**

2 カ月以内の短期雇用の人の給与の源泉徴収額は、たとえ給与が月払いでも「日額表」を使って計算します。

**Question**

2 カ月限定で雇ったアルバイトへの時給換算の給与を、他の従業員と同時に毎月一定の日に払います。源泉徴収の税額表は「日額」と「月額」のどちらを使えばよいですか。

**Answer**

雇用期間が2 カ月以内の短期雇用の人の源泉徴収額は「源泉徴収税額表」の「日額表」を使って計算します。

会社は源泉徴収をする際、給与所得の源泉徴収税額表の「月額表」もしくは「日額表」を使って源泉徴収税額を計算します。

月払いの社員の源泉徴収額は、時給や日給として給与計算していても「月額表」を使うのが原則です。

ただし例外もあり、2 カ月以内の期間を決めて雇用する人の源泉徴収額は、月払いでも「日額表」で計算します。2 カ月を超えて継続雇用しない日雇い労働者も同様です。適用する表を誤ると税額が変わってしまうので注意が必要です。

月額表は扶養控除等申告書の提出の有無などで「甲欄」と「乙欄」を使い分けます。日額表はこれに加え、「乙欄」があります。

(出典：納税通信)



**お仕事カレンダー**

7月10日(火)	労働保険の年度更新・納付期限 社会保険の算定基礎届の提出期限 源泉所得税・住民税特別徴収分の納付期限(6月分) 1月から6月分の源泉所得税の納付期限(納付の特例の適用を受けている場合) 一括有期事業開始届(建設業)の届出期限	
7月17日(火)	所得税の予定納税額の減額申請期限	
7月31日(火)	5月決算法人の申告・納税、11月決算法人の予定納税申告・納付期限 (前事業年度の法人税額が20万円超、直前の課税期間の消費税年税額が48万円超400万円以下) 2月・8月・11月決算法人の消費税予定納税申告・納付期限 (直前の課税期間の消費税年税額が400万円超4,800万円以下) 所得税の予定納税額の納付(第1期分)期限	 

**お 仕 事 備 忘 録**



- 1. 所得税の予定納税額の減額申請**・・・7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されています。
- 2. 労働者死傷病(軽度)報告の提出**・・・従業員が業務上の事故・疾病で1~3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月から6月分の報告を行いますが、休業が4日以上になった場合はその都度報告しなければいけません。
- 3. 健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出**・・・7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4~6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日から7月10日までです。